

平成29年度

第2回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会農地部会議事録

平成29年5月15日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成29年度第2回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	生産緑地に係る主たる従事者証明願について	3件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	12件
報告第1号	地目変更について	23件

<出席委員> (16名)

1番	橋本 泉	2番	長谷部 衡平
3番	小林 正明	4番	笠川 泰雄
5番	武津岡 広治	6番	鈴木 武夫 (農地部会長)
7番	中島 賢治	8番	猪野 幹夫
9番	宮崎 一雄	10番	蛭田 浩文
11番	浅尾 孝	13番	竹下 洋一
14番	長谷川 功	15番	石橋 幹男
16番	高澤 義信	17番	小川 隆良

<欠席委員> (1名)

12番 大塚 久 (職務代理者)

<事務局説明員>

事務局長	加瀬 秀行	次長	岡本 茂之
次長補佐	橘 菌俊朗	農地指導班長	今井 正隆
農地利用最適化推進班長	福島 悟	農地審査班長	江上 章子

開 会 (午後 1時30分)

議 長  
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成29年度第2回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名中、16名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。8番「猪野 幹夫」委員、9番「宮崎 一雄」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

なお、本来であれば第2分科会委員長にご説明をお願いするところではありますが、千葉市農業委員会農地部会運営要綱第3条第4項により、第2分科会副委員長である、石橋委員にその職務を代理していただきます。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会副委員長、ご説明願います。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の1-1をご参照ください。資料は位置図と机上配布しました営農計画書です。

本案件は、権利者であります千葉県旭市の農地所有適格法人が、義務者であります緑区大木戸町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

面接した法人の関係者によりますと、権利者の法人は平成28年に設立され、主に農畜産物の生産や仕入、小売を行うことを目的としております。

申請地の取得後の作目は、デントコーンを予定しております。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

事 務 局

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項につきましては、それらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議案第1号について事務局より補足説明願います。

分科会での主な質疑や意見についてご報告します。

第1項ですが本案件は本市の区域外に住所のある法人が、新規の農地の権利設定をするため分科会にて申請者の面接を行いました。

権利者の事業概要ですが、旭市にて酪農と飼料栽培をされており、個人経営だったものを経営規模拡大したいとの回答でした。

農地の利用計画については、デントコーンを栽培し、自給飼料としたい計画であるとの回答でした。

家畜の糞尿処理は、堆肥処理機材と施設を準備して悪臭を防止、堆肥として所有農地で利用する計画との回答でした。

面接において、酪農経営を行う際、水質、大気、騒音、振動、廃棄物などについて、特定の施設や作業によっては、届出等が必要となるので、関係部署を確認して必要な手続きをする必要があるのとのこと指摘があったため、その後当法人において、環境規制課において問い合わせしたところ、当法人が酪農経営を始めるにあたり該当する必要な手続きはない、とのことでした。

補足説明は、以上でございます。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉委員	この案件は分科会でも悪臭や排水処理等など環境局による他法令に関する規則について議論したが、環境規制課の規則等に該当しないとの説明があった。他法令に該当しないのであれば農地法上で周辺の環境に配慮するという付帯条件を付けて許可することはできませんか。
事 務 局	農地法上は難しいです。農地法による権利移転についての審議となるので、この農地部会において予め条件を付けて許可するということはできません。
橋本 泉委員	この案件の義務者に対しては周辺の事業者や農地利用者から悪臭等の苦情が出ている。畜産関係等による他法令で条件を付けて規制することはできませんか。
事 務 局	環境局や農政部の管轄する課には情報を伝えています。環境局で規則に該当するようであれば指導します。許可の前の段階で付帯条件を付けて許可をすることは難しいと考えます。
橋本 泉委員	新たな権利者が営農する際の環境規制等についての相談窓口はどこですか。
事 務 局	水質や大気、騒音等については環境規制課です。
橋本 泉委員	農地法上で付帯条件を付けることができなくなると、権利者が変わっても、また同じ苦情が発生し農業委員にも相談がくる。許可書を交付する際はこれまで周辺で苦情の事例があったことを伝えて欲しいと思います。
小林正明委員	この法人の現在の牛の飼育数と経営状況について知りたい。
事 務 局	法人からの聞き取りによると、千葉市では乳牛100頭を飼育。従業員は4人、今後は人員を増やす予定。銚子市では肉牛550頭を飼育。従業員は7人、とのことでした。

中島賢治委員

農地部会として議論していますが、現地の周辺のことを考えると難しい案件です。

事務局

この農地部会では農地法第3条の許可申請について審議していただきます。許可後についてはご指摘のありましたように環境局と連携しながら権利者に対して指導していきます。

中島賢治委員

現状では苦情が出ているのでこのままではいけない。法人に対しては改善するように指導してください。

議長  
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
第2分科会副委員長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
第2分科会副委員長、ご説明願います。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。  
第1項につきましては、議案第3号第3項と関連案件ですので後ほど説明いたします。  
第2項です。お手元の資料の2-2を併せてご参照ください。  
本案件は、隣接地の社会福祉法人への貸駐車場用地とするものです。  
申請地は、市立星久喜中学校から南へ 約400mに位置する農地です。  
農地区分は、小集団の区域内にある農地であることか

ら、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
第2分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第2項は、許可と決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第2号第1項を上程いたします。

第2分科会副委員長、ご説明願います。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第4項及び議案第2号第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。お手元の資料の3-1を併せてご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉大学教育学部附属特別支援学校から東へ

約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

申請地の現況は休耕で、周辺は住宅や事業所のほか、農地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。お手元の資料の3-2を併せてご参照ください。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉大学教育学部附属特別支援学校から東へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

申請地の現況は休耕で、周辺は住宅や事業所のほか、農地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。本項は議案第2号第1項との関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の2-1及び3-3を併せてご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地及び通路用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、市立若松小学校から南西へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部が市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地の現況は畑で、周辺は住宅や農地が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透槽にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第4項です。お手元の資料の3-4を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、市立越智小学校から北へ 約1 kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地の現況は畑と休耕で、周辺は山林と農地のほか、住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第5項です。お手元の資料の3-5を併せてご参照ください。

本案件は、店舗用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、市立誉田東小学校から東へ 約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は貯留槽にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料の3-6を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、千葉刑務所から東へ 約900mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透枡にて敷地内で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。お手元の資料の3-7を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市農政センターから南西へ 約1,200mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第8項です。お手元の資料の3-8を併せてご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉県立特別支援学校から北東へ 約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲に鋼板を設置し土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号及び議案第2号第1項は、許可と決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

第2分科会副委員長、ご説明願います。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項です。竹下 洋一委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第2分科会副委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第2分科会副委員長、ご説明願います。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項です。農地基本台帳及び4月12日の現地調査により、買取り申出者の伯父が農業の主たる従事者であることを、浅尾 孝委員に確認していただきました。

つづいて、第2項です。農地基本台帳及び4月27日の現地調査により、買取り申出者の借受人が農業の主たる従事者であることを、伊原 茂久委員に確認していただきました。

最後に、第3項です。農地基本台帳及び4月25日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、長谷川 功委員に確認していただきました。

これらのことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会副委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長  
場

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
第2分科会副委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙 手 ——

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議長  
(鈴木部会長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、第2分科会副委員長ご説明をお願いします。

第2分科会副委員長  
(石橋幹男副委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項及び第2項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。若葉区下田町在住の方、他1名の方の所有する、同区谷当町及び下田町の田3筆、合計面積2,772㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価はそれぞれ600,000円と1,063,000円です。

第3項及び第4項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。千葉みらい農業協同組合が緑区高田町在住の

方の所有する同町の畑2筆、合計面積2,177㎡を賃借にて借り上げ、同区あすみが丘の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第5項及び第6項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。佐倉市上志津原所在の農地所有適格法人が、稲毛区六方町在住の方、他1名の方の所有する、花見川区宇那谷町の畑4筆、合計面積2,595㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

第7項は、花見川区畑町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積3,434㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第8項は、若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田4筆、合計面積4,719㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。

第9項から第11項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。花見川区長作町在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方、他2名の方の所有する、同町の畑11筆、合計面積39,657㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間はいずれも6年です。

第12項は、中央区大森町在住の農家の方が、緑区平川町在住の方の所有する、同区高田町の畑3筆、合計面積4,055㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10か月です。

第1項から第12項までの合計面積は59,409㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(鈴木 部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第2分科会副委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

中島賢治委員

第12項の賃借権設定期間が10か月ですが、何か理由はありますか。

事務局

今後について売買を検討していますが、ひとまずは賃借を継続するとのことです。

議長  
(鈴木 部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第2分科会副委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長  
(鈴木 部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。報告第1号「地目変更について」は、23件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

なお、農業会議の開催日変更に伴い、農地部会、分科会の開催日が本年度より変更となっております。

これにより、例月においては前月分を取りまとめ、次月において報告を行っていた

「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

の以上3件については、4月内容分について、6月開催の分科会において報告いたします。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成29年度第2回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2時15分)